

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年五月二十一日法律第四十一号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。